

## 富士市SDGsプロジェクトエッグ応援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富士市SDGs共想・共創プラットフォームにおける新たな価値の創出に向けて、SDGsの達成に寄与する事業を普及啓発し、自走化につなげる市内事業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロジェクト 経済、社会、環境の三側面のうち、二側面以上に良好な影響を与え、かつ全ての側面に著しい悪影響を与えない製品、役務又は活動であって、単独ではなく複数主体で実施するものをいう。
- (2) 市内事業者等 市内に拠点（本社、支社、支店、営業所等）を有する法人及び任意団体をいう。
- (3) FUJISプロジェクト 他地域への波及効果が期待できる先導的プロジェクトをいう。
- (4) FUJISプロジェクトエッグ 富士市SDGs本部会議にて選定された製品、役務、活動をいう。

### (交付の対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、FUJISプロジェクトエッグを実施する市内事業者等又は市民であって、納期が到来した市税を完納している者とする。ただし、実施する事業が他の支援措置を受け、又は受ける予定のあるものである場合は、対象としない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、FUJISプロジェクトエッグの普及啓発等に要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 印刷製本費
- (2) 通信運搬費
- (3) 委託料
- (4) 報償費
- (5) その他市長が特に必要と認める経費

2 FUJISプロジェクトエッグに選定された製品等を普及啓発等に利用し、前項の経費に算入するときは、応募時に提示した小売価格等を単価の上限とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内とし、75万円を限度とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) プロジェクト構成員名簿（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 市税完納証明書（補助金を受給する全ての市内事業者等のもの）

2 申請その他手続きは、前項第3号の構成員のうち、代表者がこれを行うものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了後速やかに、実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、

交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和4年4月22日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

富士市SDGsプロジェクトエッグ応援補助金  
交付申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

（申請者）所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話番号

富士市SDGsプロジェクトエッグ応援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業テーマ名	
2 補助対象経費の合計額	円
3 補助申請額	円

第2号様式（第6条関係）

## 事業計画書

1 事業テーマ名

2 普及啓発等の内容

3 自走化に向けた課題

（注）FUJISプロジェクトエッグ募集におけるFUJISプロジェクト普及計画書を踏まえて記載すること。

第3号様式（第6条関係）

プロジェクト構成員名簿

構成企業名・団体等	概要		
	所在地		
所属部署			
役職・指名			
連絡先	(電話)	(電子メール)	
所在地			
所属部署			
役職・指名			
連絡先	(電話)	(電子メール)	
所在地			
所属部署			
役職・指名			
連絡先	(電話)	(電子メール)	

備考

行が不足する場合は、追加してください。

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入

区分	金額(円)	摘要
自己資金		
借入金		
市補助金		
合計		

2 支出

区分	金額(円)	摘要
印刷製本費		
通信運搬費		
委託料		
報償費		
合計		

(注) 必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

富士市SDGsプロジェクトエッグ応援補助金  
交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市SDGsプロジェクトエッグ応援補助金について、  
次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定額	円
-------	---

- 交付の条件
- 1 富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
  - 2 補助金に係る収支に関する帳簿をそろえ、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。



第6号様式（第8条関係）

事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）富士市長

（申請者）所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業を次のとおり変更したいので、申請します。

1 変更の理由	
2 変更の内容	

第7号様式（第9条関係）

実績報告書

年 月 日

（宛先）富士市長

（報告者）所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

第8号様式（第9条関係）

事業報告書

事業テーマ名	
事業により得られた 成果	
SDGsの達成に向けた 今後の事業計画等	
担当者の役職、氏名 及び電話番号	(役職) (氏名) (電話番号)

第9号様式（第9条関係）

収支決算書

1 収入

区分	金額(円)	摘要
自己資金		
借入金		
市補助金		
合計		

2 支出

区分	金額(円)	摘要
印刷製本費		
通信運搬費		
委託料		
報償費		
合計		

(注) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写しを添付すること。

第10号様式（第10条関係）

富士市SDGsプロジェクトエッグ応援補助金  
交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付け 第 号により決定した富士市SDGsプロジェクトエッグ応援補助金について、次のとおり確定したので通知します。

交付決定額	円
交付確定額	円